

令和7年10月15日

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年10月15日付けで貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代 表 者：小池 信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（23営業所）

支局	郵便局	行政処分		支局	郵便局	行政処分	
札幌	美唄	1両× 5両×	20日 18日	室蘭	厚賀	2両×	67日
函館	松前	2両×	80日	室蘭	様似	1両× 1両×	41日 40日
函館	大沼	2両×	80日	釧路	浜中	1両×	101日
函館	館	1両×	140日	釧路	塘路	1両×	116日
旭川	比布	2両×	66日	釧路	白糠	2両×	56日
旭川	幾寅	2両×	51日	帯広	芽室	1両× 5両×	20日 18日
旭川	幌延	1両× 2両×	54日 53日	帯広	大樹	4両×	31日
旭川	稚内	1両× 5両×	20日 18日	帯広	本別	1両× 2両×	54日 53日
旭川	幌加内	2両×	55日	帯広	十勝池田	1両× 2両×	54日 53日
旭川	沼川	1両×	158日	北見	津別	2両×	64日
室蘭	壮瞥	2両×	56日	北見	浜小清水	1両×	82日
室蘭	伊達	1両× 5両×	20日 18日				

3. 処 分 日

令和7年10月15日（水）

【問い合わせ先】

北海道運輸局自動車運送事業安全管理室 酒井・二階堂

TEL：011-290-2744